

都道府県赤字削減・解消変更計画書

(平成30年度から令和5年度まで6ヶ年計画)

都道府県名

鹿児島県

赤字削減・解消のための都道府県の基本方針 (都道府県の国民健康保険運営方針を転記することも可)									赤字削減・解消のための具体的な取組内容 (市町村の取組を総括して記載することも可)
保険者名 (市町村)	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	市町村の主な取組内容
		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
鹿児島市	2,298,586 千円	赤字削減予定額 (率)	132,502 千円 5.7 %	51,951 千円 2.3 %	-648,992 千円 -28.2 %	728,141 千円 31.7 %	146,338 千円 6.4 %	30,000 千円 1.3 %	1 医療費の適正化対策 (1)被保険者の健康増進に対する意識高揚の推進 ①健康診査の推進 ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ③府内・関係機関との連携 (2)被保険者の医療費に対する意識高揚の推進 ①医療費適正化に向けた普及啓発 ②本市国保情報(医療費、財政状況等)の発信 (3)制度運営者としてのチェック機能の強化 ①給付適正化の推進 2 収納率向上対策 (1)徴収体制の強化 ①納期内納付の推進 ②早期納付の推進(早期納付に向けた指導・催告等) (2)滞納処分の強化 ①差押え等滞納対策の強化 ②府内・関係機関との連携 (3)その他収納率向上対策 ①資格の適正化による取組み ②課税適正化の取組み ③職員・納税嘱託員の資質向上 3 その他健全化策 (1)上記以外の増収対策 ①国・県支出金の対象となる事業の積極的な活用 (2)上記以外の経費節減策 ①効果的・効率的な事務執行による経費節減 (3)国への要望 ①市長会及び九州国保研究協議会を通じた要望 4 税率改定 (1)安定運営のための適切な税率改定の検討 5 一般会計からの支援 (1)法定外緑入金の考え方の整理
日置市	100,000 千円	赤字削減予定額 (率)	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	100,000 千円 100.0 %	1 医療費の適正化対策 (1)生活習慣病対策(糖尿病性腎症重症化予防、糖尿病・高血圧重症化予防) (2)重複・頻回・重複薬対策 (3)疾病予防対策 (4)ジェネリック医薬品利用促進対策 2 特定健康診査・特定保健指導の推進 3 収納率向上対策 (1)口座振替、コンビニ納付の推進 (2)滞納整理強化月間の設定 (3)滞納世帯への納税相談等のアプローチ強化 4 国保税の税率改定(引き上げ)

都道府県赤字削減・解消変更計画書

(令和3年度から令和8年度まで6ヶ年計画)

					都道府県名 鹿児島県				
赤字削減・解消のための都道府県の基本方針 (都道府県の国民健康保険運営方針を転記することも可)					赤字削減・解消のための具体的取組内容 (市町村の取組を総括して記載することも可)				
【R3.3月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】 ・国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会计年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金などにより賄うことにより、国保特別会計において収支が均衡していることが重要である。 ・このため、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用については、計画的・段階的に解消を図っていく。					【R3.3月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】 ・平成30年度決算で、解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、令和2年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、令和元年度中に、赤字解消の目標年次、赤字解消のための計画的・段階的な保険料(税)率の引上げ等を含めた取組に係る健全化計画を策定したところであり、当該計画に基づき取組を進める。 ・令和3年度以降の決算で、解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、赤字発生年度の翌年度中に、赤字の要因を分析し、県と協議を行った上で、赤字削減・解消のための基本方針、実効的・具体的な取組内容(保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等)、赤字解消の目標年次及び年次毎の計画(赤字の削減予定額、削減予定率)を定めた健全化計画を策定し、計画的に取組を進める。 ・赤字の解消又は削減については、国民健康保険が一会计年度を收支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいものであるが、被保険者の保険料(税)負担の急変を踏まえ、単年度での赤字の解消が困難な場合は、原則6年以内の計画を策定して段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定める。 ・市町村が健全化計画を策定するに当たっては、市町村国保運営協議会等の意見等を踏まえた上で、実効性のある計画となるよう留意するとともに、目標年次までに各市町村の保険料(税)率を各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料(税)率に近づけていくこと、又は一定期間標準的な保険料(税)率を超える保険料(税)率を設定することで、単年度の赤字を解消する計画を立てる必要がある。 ・県は、市町村が行う健全化計画策定に当たり、随時、技術的助言を行うとともに、市町村から報告を受けた計画のうち目標年次や主な取組、赤字の要因分析、法定外繰入額等について、運営方針に基づきこれをとりまとめ別途公表する。				
保険者名 (市町村)	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	市町村の主な取組内容
		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
伊佐市	18,000 千円	赤字削減予定額 (率)	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	4,200 千円 23.3 %	4,200 千円 23.3 %	4,300 千円 23.9 %	5,300 千円 29.4 %	【医療費適正化に向けた取り組み】 ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・高血圧重症化予防事業の実施 ・特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上 【収納率向上対策】 ・国保税に特化した徴収事務計画を策定し、収納対策の強化を図る 【その他取組】 ・保険者努力支援制度等の財政支援を活用した公費確保を図る 【保険税率の見直し】 ・医療費適正化対策、収納率向上対策、その他公費確保対策等を行って、なお歳入不足が見込まれる場合は、県が示す標準税率を参考に適正な税率設定を行う